

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|---------------------|----|---|---|----|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和5年1月24日（火）午後1時25分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和5年1月24日（火）午後1時44分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | | |
| 5 | 議決件数 | 1件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 0件 | 承 | 認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同 | 意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和5年1月24日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

・1月13日（金） 安芸郡教育長・小学校長合同研修会

【学校教育課関係】

・府中町生徒指導上の諸課題の状況について
・学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

【社会教育課関係】

・1月 9日（月・祝）二十歳のつどいについて

日程第3 報告第14号 代理行為の承認について「府中町いじめ問題等調査委員会
設置規則の制定について」

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	箱田 進一
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

（開会 午後1時25分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

はい、では次に参ります。日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告4件です。会議等について、1件です。1月13日金曜日に海田町の織田幹雄スクエアで、安芸郡教育長・小学校長合同研修会が開催されました。まず、開会行事において、吉田西部教育事務所長から、教職員の不祥事防止に関する話題を交えた挨拶がありました。引き続き、熊野第四小学校、元永校長の「資質・能力の育成を目指す学校経営」、府中中央小学校、有崎校長の「自ら伸びる意思の形成をめざした学校づくり」の実践発表がありました。有崎校長からは、府中中央小学校元校長藤原凡人先生が目標とされ、その後も長年歴代校長が引き続いて学校教育目標としている「自ら伸びる」を基盤に、有崎校長自らが具体的プロセスを設定し、学校運営を推進している実践を紹介されていました。

続いて、学校教育関係2件です。1件目は、府中町生徒指導上の諸課題の状況について、2件目は、学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況についてです。2件あわせて、学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。府中町生徒指導上の諸課題の状況について説明します。資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況、令和4年12月末現在」をご覧ください。まず、暴力行為の発生件数です。右側の令和4年12月末現在の欄を見ますと、小学校で29件、中学校は4件となっています。令和3年同時期と比べ、小中学校ともに増加しています。危険行為をしていた児童を指導した担任に暴言暴力をふるった教師に対する暴力の事案。友達とのけんかによる暴力事案。下校時に投げた石が車にあたり傷をつけた器物損壊事案がありました。器物損壊については、指導とともに車の持ち主に謝罪を行っています。暴力をふるった児童には自己を振り返らせ、暴力で解決できないことを指導しています。

次に、いじめの認知件数です。令和4年12月末現在、小学校で8件、中学校で7件となっています。令和3年同時期と比べ、小学校で減少、中学校で増加しています。小学校では同じクラスの児童が、被害者の机を触った後に振り払うようなしぐさをした事案、そして、中学校では同じ部活内で嫌なことを言われた事案がありました。各事案事実確認を行い、必要な指導を行っています。

次に、特別な指導の件数です。令和4年12月末現在、小学校で113件、中学校で159件となっています。令和3年同時期と比べ、小中学校ともに増加しています。小学校では、暴力行為、いじめ、怠学、金品持ち出し、携帯電話に関するもの、友達とのトラブル等の指導を行いました。また、中学校では、怠学、いじめ、校則違反に対する指導を行っています。

次に、不登校人数です。令和4年12月末現在、小学校で46人、中学校で54人となっています。令和3年同時期と比べ、小中学校とも増加しています。小学校は46人中18人が、中学校は54人中26人が昨年度も不登校となっており、おおむね4割の児童生徒は不登校が続いている実体があります。取組としては、担任が継続的に保護者と連絡を取り合っている他、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や、特性のある子については、医療連携を進めるなどチーム学校として取り組んでいます。また、昨年12月末現在で町教育委員会の適応指導教室たんぼの在籍は26人です。また、県の不登校支援センターであるスクールSの在籍は5人です。最後に、不登校児童生徒の割合についてです。令和4年12月末現在、小学校は1.47で、中学校は4.59となっています。令和3年同時期と比べ、小学校で0.53ポイント増

加し、中学校で1.78ポイント増加しており、すでに、令和3年度末の割合よりも増加している状況です。生徒指導上の諸課題の状況については以上です。

続きまして、学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況についてです。本日お配りしております資料をお願いします。本日お配りしました別紙資料「学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について」をご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の12月の感染者数は、小学校が218名、中学校が49名で計267名となっており、11月同様感染者数は多い状態にあります。1月は、昨日の23日までですが、小学校が86名、中学校が47名で計133名となっています。1月の感染者数は、12月の感染者数と比べ、小学校では半数以下となっており大幅に減少していますが、中学校は横ばい状態です。次に、学級閉鎖等についてですが、学級閉鎖は、1月に入り小学校中学校ともに、ありませんでしたが、本日、東小学校にて1クラス給食後から明日まで学級閉鎖を行っています。児童生徒は、10日に始業式を迎えました。県内では、インフルエンザも流行し始め、広島市ではインフルエンザによる学級閉鎖もでています。府中町では、まだインフルエンザによる学級閉鎖はありませんが、引き続き各学校と連携し、感染対策に努めてまいります。報告は以上です。

教育長

続いて、社会教育関係1件です。1月9日月曜日成人の日に、二十歳のつどいを実施しました。委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございました。事業成果について社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。令和5年二十歳のつどいについて説明します。令和5年府中町二十歳のつどいを、1月9日月曜日祝日の午前中に府中中学校区、午後に府中緑ヶ丘中学校区の20歳になられた方を対象に実施いたしました。このたびも、新型コロナウイルス感染症対策を講じての開催となりましたが、保護者の方には会場の3階席へ入場していただき、式典の様子をご覧くださいました。また、教育委員の皆様には、3年ぶりとなりますが式典へご出席いただくことができました。誠にありがとうございました。参加対象者数は、483人で、当日の参加者は、343人でした。参加率は、71%で、前年の参加率65%より6ポイント上がっています。二十歳のつどいに参加された皆様のご協力により、式典は厳粛な雰囲気の中に無事執り行うことができました。説明は以上です。

教育長

報告は以上です。それでは、質問等に移らせていただきます。会議等について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

学校教育関係について、何かご質問等ございませんか。はい、神原委員をお願いします。

神原委員

先ほど府中町の生徒指導上の諸課題の状況報告をいただいた中で、暴力行為件数と特別な指導件数、不登校人数も人数も増えているんですけども、この増えてるっていうのは各小学校、中学校ともに平均的に各校が増えているのか、それとも一つの一つ二つの学校だけが伸びてるのか、その人数の原因などの調査はできてるのか、そこをお聞きしたい。

学校教育課長

今、お示ししている表は積み上げでなんですけれども、各学校ごとの人数は、今持ち合わせておりませんので、後程、報告させていただきます。

神原委員

はい、それによって、対策が変わってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長

これは次回の会議、2月のときに学校別の分析が説明できるようにお願いします。

学校教育課長

はい。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、社会教育関係につきまして、これにつきましてご参加いただいておりますので、何か感想等ございましたら。松本委員。

松本委員

私は、緑ヶ丘中学校の午後の方に参加させていただきました。ちょっと関わってる子供も何人かいたので、ある意味楽しみにして行きつつ、本当に厳粛で落ち着いて、小さかった生徒たちが立派になったんだなと私の方が教えてもらえるような姿勢の良い式典だったなと感じました。将来的にもこの子たちが希望を持てるような式典でとても良かったです。

教育長

他にございますか。神原委員。

神原委員

私も松本委員と同じように午後から緑ヶ丘中学校の二十歳のつどいに3年ぶりに参加させていただいたんですけども、コロナ禍から現状に、少しずつかつての状況に戻りつつあるなっていうのは感じる中でも、やはり制約があるというところで、その盛大にお祝いしてあげたいなっていう気持ちがありつつ、その中でもその事務局の皆さんがロビーのところで、少しでも制約がある中でも思い出に残るようなイベントにしてあげたいっていう様々な工夫をされていたことは非常によかったなというふうに感じました。以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。続いて、委員の皆様から、ご意見、ご報告よろしくお願いいたします。

教育長

ないようでございます。では次に参ります。日程第3、報告第14号、代理行為の承認について「府中町いじめ問題等調査委員会設置規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第14号、代理行為の承認について「府中町いじめ問題等調査委員会設置規則の制定について」教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。報告第14号「府中町いじめ問題等調査委員会設置規則の制定について」ご説明いたします。いじめ防止対策推進法第28条第1項において、同法同項で定めるいじめの重大事態が発生した場合には、その事態や同種の事態への対処及び発生防止に資するため、附属機関として必要な組織を設け、調査を行うものとされています。この調査を行う組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成されることが求められており、また附属機関であるため、設置にあたり条例上の根拠を必要とします。現在府中町教育委員会においては、生徒指導総合連携推進委員会の委員を構成員の核とする、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ防止対策推進委員会」が存在しますが、このたびいじめの重大事態に対し調査を行う、第三者で構成される調査委員会を設置する必要がある、あらたに設置規則の制定を行うものです。調査委員会は学識経験者、弁護士、医師等で構成され、教育委員会の依頼に応じ、当該いじめの重大事態の調査、審議を行い、結果を教育委員会に報告するものです。施行日は、公布の日からとなります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第14号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第14号についてはそのように決めます。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後1時44分)